

育児休業・産後パパ育休 相談窓口のお知らせ

2025.9.5

管理部

当社では、従業員が育児休業（および産後パパ育休）について安心して申出・相談できるよう、以下の通り相談窓口を設定しています。お気軽にご相談ください。

【相談窓口：担当】

管理部：中山・陳

support@toward.co.jp



【ご相談いただける内容】

- ・ 育児休業・産後パパ育休の取得方法
- ・ 申出手続き・申請窓口の案内
- ・ 育児休業中の支援制度（育児休業給付など）
- ・ 復職や業務調整に関する相談

など

◆制度周知について

育児休業制度の詳細は、就業規則・育児休業規程に定めております。社員専用ページでもご確認いただけます。

※育児休業の申出や取得に際し、不利益な取扱いは禁止されています。（育児休業制度に関する法令に基づく。）